

## 助成された車両の 廃車 手続きの流れ

日本財団から助成された車両は、使用できる間は使用して頂くのが原則です  
**転売、下取り、リース等はできません**

1. 廃車を希望される場合、「[車両に関するお問い合わせフォーム](#)」より廃車理由、車両の状態(走行距離、不具合詳細、修理代金等)、廃車予定日などをお知らせ下さい。
2. 日本財団の案内に従って手続きを進めてください。(次頁図 参照)
  - a. 事業年度経過年数により提出書類の様式と提出方法が異なります。
    - i. 助成事業完了年度の翌年度から起算して、**5年間を経過していない車両**
      - 廃車承認申請書(様式は日本財団よりメールにて送付)
      - 日本財団より「承認書」が送付されてから車両の解体を行ってください。
    - ii. 助成事業完了年度の翌年度から起算して、**5年間を経過した車両**
      - 廃車届
      - 車検証(および自動車検査証記録事項)を提出
  - b. 日本財団より承認・了承を受けた車両は**全て永久抹消し、完全解体**を行って下さい。
  - c. 日本財団より車両の解体を確認させていただく場合があるので、下記いずれかの解体を証明する資料をご準備されることを推奨致します。
  - d. 一時抹消の場合、再度手続きをお願いする事があります。

### <普通自動車の場合>

備考欄に[滅失・解体等]又は[永久抹消]と記されている運輸局発行の「登録事項等証明書(写)」

### <軽自動車の場合>

【届出済[解体]】と記されている軽自動車検査協会発行の「検査記録事項等証明書(写)」または「自動車検査証返納証明書(写)」

【届出済[解体]】と記載されていない場合は追加書類としてリサイクル券番号(移動報告番号)が確認できる「使用済自動車引取証明書(写)」

- ❖ 上記が準備できない場合は[自動車リサイクルシステム](#)の解体を表示するページの写しでも解体を証明する書類となります。

助成された車両を廃車したい

「[車両に関するお問い合わせフォーム](#)」より  
廃車理由、車両の状態(走行距離、不具合詳細、修理代金等)、廃車予定日などを報告

日本財団にてお問い合わせフォームを受付

助成事業完了年度の翌年度から起算して、

5年間を経過していない

廃車承認申請書

5年間を経過している

廃車届

日本財団より様式をメールにて送付

廃車承認申請書の提出

車検証の提出

日本財団にて提出した内容に応じて承認・不認を判断

対象車両を永久抹消し、完全解体を行う

日本財団より対象車両が永久抹消し、完全解体されたかの確認された場合の準備をする

<普通自動車の場合>

◆備考欄に[滅失・解体等]又は[永久抹消]と記されている運輸局発行の「登録事項等証明書(写)」

<軽自動車の場合>

◆【届出済[解体]】と記されている軽自動車検査協会発行の  
「検査記録事項等証明書(写)」または「自動車検査証返納証明書(写)」

◆【届出済[解体]】と記載されていない場合は追加書類として  
リサイクル券番号(移動報告番号)が確認できる「使用済自動車引取証明書(写)」

手続き完了